

学校法人多摩美術大学寄附行為

第1章 総 則

(名 称)

第 1条 本法人は学校法人多摩美術大学と称する。

(事務所の所在地)

第 2条 本法人はその事務所を東京都世田谷区上野毛3丁目15番34号に置く。

(目 的)

第 3条 本法人は教育基本法及び学校教育法に従い、大学其の他の教育施設を設置することを目的とする。

2 本法人は前項のほか私立学校法第26条の規定による事業を行う。

(設置する学校)

第 4条 本法人が前条第一項に規定する目的を達成するために設置する学校は次に掲げるものとする。

多摩美術大学

大 学 院 美術研究科

美 術 学 部 絵 画 学 科

彫 刻 学 科

グラフィックデザイン学科

情報デザイン学科

建築・環境デザイン学科

生産デザイン学科

工 芸 学 科

芸 術 学 科

統合デザイン学科

演劇舞踊デザイン学科

第2章 役員及び理事会

(役 員)

第 5条 本法人の役員の定数は左の通りとする。

一 理 事 7人以上 10人以内

二 監 事 2人以上 4人以内

2 理事のうち1名を理事長とし、理事総数の過半数の議決により選任する。理事長の職を解任するときも、同様とする。

3 理事（理事長を除く。）のうち理事総数の過半数の議決により常務理事を1人又は2人選任することができる。常務理事の職を解任するときも、同様とする。

- 4 役員構成については、それぞれ各役員の親族、その他特別の関係あるものが3分の1をこえて含まれることにはならない。

(理事の選任)

第6条 理事は次の各号に掲げるものとする。

- 一 多摩美術大学学長
 - 二 評議員のうちから評議員の互選により定められた者3人以上7人以内
 - 三 前二号の規定により選任された理事以外の理事は本法人に関係ある学識経験者のうちから評議員の意見を聞いて前二号の規定により選任された理事の過半数の議決をもって選任する。
- 2 前項第一号及び第二号に規定する理事は、学長又は評議員の職を退いたときは理事の職を失うものとする。

(監事の選任)

第7条 監事は本法人の理事、職員（本法人の設置する学校の教員その他の職員を含む以下同じ）評議員又は役員の配偶者若しくは三親等以内の親族以外の者であって、理事会によって、適任と認められ、評議員会の同意を経て、理事長がこれを選任する。

- 2 前項の選任に当たっては、監事の独立性を確保し、かつ、利益相反を適切に防止することができる者を選任するものとする。

(役員任期)

第8条 役員（その在職中理事となる者を除く、この条中以下同じ）の任期は4年とする。ただし欠員が生じた場合の補欠の役員任期は前任者の残任期間とする。

- 2 役員は再任されることができる。
- 3 役員はその任期満了の後でも後任者が選任されるまではなおその職務（理事長又は常務理事にあつては、その職務を含む。）を行う。

(役員補充)

第9条 理事又は監事のうち、その定数の5分の1をこえるものが欠けたときは、1月以内に補充しなければならない。

(役員解任及び退任)

第10条 役員が次の各号の一に該当するに至ったときは、理事総数の4分の3以上出席した理事会において、理事総数の4分の3以上の議決及び評議員会の議決により、これを解任することができる。

- 一 法令の規定又はこの寄附行為に著しく違反したとき
 - 二 心身の故障のため職務の執行に堪えないとき
 - 三 職務上の義務に著しく違反したとき
 - 四 役員たるにふさわしくない重大な非行があったとき
- 2 役員は次の事由によって退任する。

- 一 任期の満了
- 二 辞任
- 三 死亡
- 四 私立学校法第38条第8項第1号又は第2号に掲げる事由に該当するに至ったとき

(理事長の職務)

第11条 理事長は、本法人を代表し、その業務を総理する。

(常務理事の職務)

第12条 常務理事は、理事長を補佐し、本法人の業務を分掌する。

(理事の代表権の制限)

第13条 理事長以外の理事はすべて本法人の業務について本法人を代表しない。

(理事長の職務の代理又は代行)

第14条 理事長に事故があるとき又は理事長が欠けたときは理事長のあらかじめ指名した他の理事が順次に理事長の職務を代理し又は代行する。

(監事の職務)

第15条 監事は、次の各号に掲げる職務を行う。

- 一 本法人の業務及び財産の状況を監査すること。
 - 二 本法人の理事の業務執行の状況を監査すること。
 - 三 本法人の業務若しくは財産の状況又は理事の業務執行の状況について、毎会計年度、監査報告書を作成し、当該会計年度終了後2月以内に理事会及び評議員会に提出すること。
 - 四 本法人の業務若しくは財産の状況又は理事の業務執行に関し、不正行為又は法令若しくは寄附行為に違反する重大な事実があることを発見したときは、これを文部科学大臣に報告し、又は理事会及び評議員会に報告すること。
 - 五 前号の報告をするために必要があるときは、理事長に対して理事会及び評議員会の招集を請求すること。
 - 六 本法人の業務若しくは財産の状況又は理事の業務執行の状況について、理事会に出席して意見を述べること。
- 2 前項第5号の請求があった日から5日以内に、その請求があった日から2週間以内の日を理事会又は評議員会の日とする理事会又は評議員会の招集の通知が発せられない場合には、その請求をした監事は、理事会又は評議員会を招集することができる。
- 3 監事は、理事がこの法人の目的の範囲外の行為その他法令若しくは寄附行為に違反する行為をし、又はこれらの行為をするおそれがある場合において、当該行為によって本法人に著しい損害が生ずるおそれがあるときは、当該理事に対し、当該行為をやめることを請求することができる。

(理事会)

第16条 本法人に理事をもって組織する理事会を置く。

- 2 理事会は、学校法人の業務を決し、理事の職務の執行を監督する。
- 3 理事会は、理事長が招集する。
- 4 理事長は、理事総数の3分の2以上の理事から会議に付議すべき事項を示して理事会の招集を請求された場合には、その請求のあった日から7日以内に、これを招集しなければならない。
- 5 理事会を招集するには、各理事に対して、会議開催の場所及び日時並びに会議に付議すべき事項を書面により通知しなければならない。
- 6 前項の通知は、会議の7日前までに発しなければならない。ただし、緊急を要する場合は、前項及び本文の限りではない。
- 7 理事会に議長を置き、理事長をもって充てる。
- 8 理事長が第4項の規定による招集をしない場合には、招集を請求した理事全員が連名で理事会を招集することができる。
- 9 前条第2項及び前項の規定に基づき理事会を招集した場合における理事会の議長は、出席理事の互選によって定める。
- 10 理事会は、この寄附行為に別段の定めがある場合を除くほか、理事総数の過半数の理事が出席しなければ、会議を開き、議決をすることができない。ただし、第13項の規定による除斥のため過半数に達しないときは、この限りではない。
- 11 前項の場合において、理事会に付議される事項につき書面をもって、あらかじめ意思を表示した者は、出席者とみなす。
- 12 理事会の議事は、法令及びこの寄附行為に別段の定めがある場合を除くほか、出席した理事の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。
- 13 理事会の議事について、特別の利害関係を有する理事は、議決に加わることができない。

(業務決定の特例)

第17条 次に掲げる事項については理事総数の3分の2以上の議決がなければならない。

- 一 予算、事業計画、借入金（当該年度内の収入をもって償還する一時の借入金を除く）及び重要な資産の処分に関する事項
- 二 予算外の新たな義務の負担又は権利の放棄に関する事項
- 三 合併
- 四 私立学校法第50条第1項第3号に掲げる事由による解散
- 五 解散
- 六 残余財産の処分及び帰属先の選定に関する事項
- 七 収益事業に関する重要事項
- 八 寄附金品及び寄附財産に関する事項

九 寄附行為の変更

十 その他本法人の業務に関する重要事項

(業務の決定の委任)

第18条 法令及びこの寄附行為の規定により評議員会に付議しなければならない事項その他この法人の業務に関する重要事項以外の決定であって、あらかじめ理事会において定めたものについては、理事会において指名した理事に委任することができる。

(議事録)

第19条 議長は、理事会の開催の場所及び日時並びに議決事項及びその他の事項について、議事録を作成しなければならない。

- 2 議事録には、議長及び出席した理事のうちから互選された理事2人以上が記名押印し、常にこれを事務所に備えて置かなければならない。
- 3 利益相反取引に関する承認の決議については、理事それぞれの意思を議事録に記載しなければならない。

(責任の免除)

第20条 役員が任務を怠ったことによって生じた損害について本法人に対し賠償する責任は、職務を行うにつき善意でかつ重大な過失がなく、その原因や職務執行状況などの事情を勘案して特に必要と認める場合には、役員が賠償の責任を負う額から私立学校法において準用する一般社団法人及び一般財団法人に関する法律の規定に基づく最低責任限度額を控除して得た額を限度として理事会の議決によって免除することができる。

- 2 前項の規定による寄附行為の定めに基づく責任の免除に関する議案を理事会に提出する場合、監事（監事が二人以上ある場合にあっては、各監事）の同意を得なければならない。
- 3 本条1項の規定による寄附行為の定めに基づいて役員を免除する旨の理事会の決議を行った場合、理事は、遅滞なく、以下の各号の事項及び責任を免除することに異議がある場合には一定の期間内に当該異議を述べるべき旨を評議員に通知しなければならない。ただし、当該期間は、1ヵ月を下ることができない。
 - 一 責任の原因となった事実及び賠償の責任を負う額
 - 二 本条1項に基づいて免除することができる額の限度及びその算定の根拠
 - 三 責任を免除すべき理由及び免除額
- 4 総評議員（本条1項の責任を負う役員である者を除く。）の議決権の10分の1以上の評議員が前項の期間内に異議を述べたときは、本条1項の規定による寄附行為の定めに基づく免除をしてはならない。
- 5 本条1項の決議があった場合には、評議員会の承認を受けなければならない。

(責任限定契約)

- 第21条 理事（理事長、常務理事、業務を執行したその他の理事又は本法人の職員でないものに限る。）又は監事（以下この条において「非業務執行理事等」という。）が任務を怠ったことによって生じた損害について本法人に対し賠償する責任は、当該非業務執行理事等が職務を行うにつき善意でかつ重大な過失がないときは、金百万円以上であらかじめ定めた額と私立学校法において準用する一般社団法人及び一般財団法人に関する法律の規定に基づく最低責任限度額とのいずれか高い額を限度とする旨の契約を非業務執行理事等と締結することができる。
- 2 前項の契約を締結した非業務執行理事が業務執行理事又は職員に就任したときは、当該契約は、将来に向かってその効力を失う。
 - 3 本条1項の契約を締結した後、当該契約の相手方である非業務執行理事等が任務を怠ったことにより損害を受けたことを知った場合には、その後最初に招集される評議員会において次に掲げる事項を開示しなければならない。
 - 一 一般社団・財団法人法に掲げる事項（各規定の用語は、私立学校法に基づいて読み替えるものとする。）
 - 二 当該契約の内容及び当該契約を締結した理由
 - 三 損害のうち、当該非業務執行理事等が賠償する責任を負わないとされた額
 - 4 本条1項の規定する契約を締結した場合、評議員会の承認を経るものとする。

第3章 評議員会

（評議員会）

- 第22条 本法人に評議員会を置く。
- 2 評議員会は21人以上23人以内の評議員をもって組織する。
 - 3 評議員会は理事長が招集する。
 - 4 評議員会に議長を置き評議員の互選で定める。
 - 5 理事長は評議員総数の3分の1以上の評議員から会議に附議すべき事項を示して評議員会の招集を請求された場合にはその請求のあった日から20日以内にこれを招集しなければならない。
 - 6 評議員会を招集するには、各評議員に対して、会議開催の場所及び日時並びに会議に付議すべき事項を、書面により通知しなければならない。
 - 7 前項の通知は、会議の7日前までに発しなければならない。ただし、緊急を要する場合は、前項及び本文の限りではない。
 - 8 評議員会は、評議員総数の過半数の出席がなければ、その会議を開き、議決をすることができない。ただし、第12項の規定による除斥のため過半数に達しないときは、この限りではない。
 - 9 前項の場合において、評議員会に付議される事項につき書面をもって、あらかじめ意思を表示した者は、出席者とみなす。

- 10 評議員会の議事は、法令及びこの寄附行為に別段の定めがある場合を除くほか、出席した評議員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。
- 11 議長は、評議員として議決に加わることができない。
- 12 評議員会の議事について特別の利害関係を有する評議員は、議決に加わることができない。

(議事録)

第23条 第19条第1項及び第2項の規定は、評議員会の議事録について準用する。この場合において、同条第2項中「理事のうちから互選された理事」とあるのは、「評議員のうちから互選された評議員」と読み替えるものとする。

(議決事項)

- 第24条 第17条に掲げられている事項については評議員総数の3分の2以上の出席による3分の2以上の議決がなければならない。
- 2 私立学校法において読み替えて準用する一般社団・財団法人法の評議員会の決議は、その議事の議決に加わることができる評議員の3分の2以上の議決がなければならない。

(諮問事項)

- 第25条 次の各号に掲げる事項については、理事長において、あらかじめ評議員会の意見を聴かなければならない。
- 一 予算及び事業計画
 - 二 事業に関する中期的な計画
 - 三 借入金（当該会計年度内の収入をもって償還する一時の借入金を除く。）及び基本財産の処分並びに運用財産中の不動産及び積立金の処分
 - 四 役員に対する報酬等（報酬、賞与その他の職務遂行の対価として受ける財産上の利益及び退職手当をいう。以下同じ。）の支給の基準
 - 五 予算外の新たな義務の負担又は権利の放棄
 - 六 寄附行為の変更
 - 七 合併
 - 八 目的たる事業の成功の不能による解散
 - 九 寄附金品の募集に関する事項
 - 十 その他この法人の業務に関する重要事項で理事会において必要と認めるもの

(評議員会の意見具申等)

第26条 評議員会は、本法人の業務若しくは財産の状況又は役員の業務執行の状況について、役員に対して意見を述べ、若しくはその諮問に答え、又は役員から報告を徴することができる。

(評議員の選任)

第27条 評議員は次に掲げる21人以上23人以内の者とする。

- 一 本法人の職員のうちから理事会において選任された者9人以上13人以内
 - 二 本法人の設置する学校（本法人の前身者が設置した学校を含む）を卒業した者で年齢25年以上のものうちから理事会において選任される者5人以上7人以内
 - 三 理事（第8条第1項第二号の規定によって選任された者を除く）のうちから選任される者2人以上5人以内
 - 四 多摩美術大学学長
 - 五 本法人に関係ある学識経験者2人以上5人以内
- 2 前項第一号、第三号および第四号に規定する評議員は本法人の学長、職員又は理事の職を退いたときは評議員の職を失うものとする
 - 3 評議員のうちには各評議員についてその親族、その他特別な関係にあるものが3分の1をこえて含まれることになってはならない

（任 期）

- 第28条 評議員（前条第1項第三号及び第四号に規定する評議員を除く）の任期は4年とする。ただし欠員が生じた場合の補欠評議員の任期は前任者の残任期間とする。
- 2 評議員は再任されることができる。
 - 3 評議員はその任期満了の後でも後任者が選任されるまではなおその職務を行う。

（評議員の解任及び退任）

- 第29条 評議員が次の各号の一に該当するに至ったときは、評議員総数の3分の2以上の議決により、これを解任することができる。
- 一 心身の故障のため職務の執行に堪えないとき
 - 二 評議員たるにふさわしくない重大な非行があったとき
- 2 評議員は次の事由によって退任する。
 - 一 任期の満了
 - 二 辞任
 - 三 死亡

第4章 資産及び会計

（資 産）

第30条 本法人の資産は、財産目録記載のとおりとする。

（資産の区分）

- 第31条 本法人の資産は、これを分けて基本財産、運用財産及び収益事業用財産の3種とする。
- 1 基本財産、運用財産及び収益事業用財産の区分は私立学校法施行規則第3条第5項の規定に基づき別紙財産目録の区分に従うものとする。
 - 2 寄附金品及び寄附財産については寄附者の指定がある場合にはその指定に従って

基本財産、運用財産又は収益事業用財産に編入する。

(基本財産等の処分の制限)

第32条 基本財産並びに運用財産中の不動産及び積立金はこれを消費し又は担保に供してはならない。ただし法人の事業遂行上やむを得ない事由があるときは第17条及び第24条の規定に従いその一部に限り処分することができる。

(会計)

第33条 本法人の会計は学校の経営に関する会計（学校会計）と収益を目的とする事業に関する会計（事業会計）とに分つ。

(予算、事業計画及び事業に関する中期的な計画)

第34条 本法人の予算及び事業計画は、毎会計年度開始前に、理事長が編成し、理事会において出席した理事の3分の2以上の議決を得なければならない。これに重要な変更を加えようとするときも、同様とする。

- 2 この法人の事業に関する中期的な計画は、3年以上7年以内において理事会で定める期間ごとに、理事長が編成し、理事会において出席した理事の3分の2以上の議決を得なければならない。これに重要な変更を加えようとするときも、同様とする。

(予算外の新たな義務の負担又は権利の放棄)

第35条 予算をもって定めるものを除くほか、新たに義務の負担をし、又は権利の放棄をしようとするときは、理事会において出席した理事の3分の2以上の議決がなければならない。借入金（当該会計年度内の収入をもって償還する一時の借入金を除く。）についても、同様とする。

(決算及び実績の報告)

第36条 本法人の決算は、毎会計年度終了後2月以内に作成し、監事の意見を求めるものとする。

- 2 理事長は、毎会計年度終了後2月以内に、決算及び事業の実績を評議員会に報告し、その意見を求めなければならない。

(財産目録等の備付け及び閲覧)

第37条 本法人は、毎会計年度終了後2月以内に財産目録、貸借対照表、収支計算書、事業報告書及び役員等名簿（理事、監事及び評議員の氏名及び住所を記載した名簿をいう。）を作成しなければならない。

- 2 本法人は、前項の書類、監査報告書、役員に対する報酬等の支給の基準及び寄附行為を各事務所に備えて置き、請求があった場合には、正当な理由がある場合を除いて、これを閲覧に供しなければならない。
- 3 前項の規定にかかわらず、本法人は、役員等名簿について同項の請求があった場合には、役員等名簿に記載された事項中、個人の住所に係る記載の部分を除外して、同項の閲覧をさせることができる。

(情報の公表)

第38条 本法人は、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、遅滞なく、インターネットの利用により、当該各号に定める事項を公表しなければならない。

- 一 寄附行為若しくは寄附行為変更の認可を受けたとき、又は寄附行為変更の届出をしたとき 寄附行為の内容
- 二 監査報告書を作成したとき 当該監査報告書の内容
- 三 財産目録、貸借対照表、収支計算書、事業報告書及び役員等名簿（個人の住所に係る記載の部分を除く。）を作成したとき これらの書類の内容
- 四 役員に対する報酬等の支給の基準を定めたとき 当該報酬等の支給の基準

(役員報酬)

第39条 役員に対して、別に定める報酬等の支給の基準に従って算定した額を報酬等として支給することができる。

(資産総額の変更登記)

第40条 本法人の資産総額の変更は、毎会計年度末の現在により、会計年度終了後3月以内に登記しなければならない。

(会計年度)

第41条 本法人の会計年度は、4月1日に始まり、翌年3月31日に終るものとする。

第5章 収益事業

(種類)

第42条 本法人が行う第3条第2項の事業の種類は美術工芸に関する金属及び木工製品製造業とする。

(収益金の処分)

第43条 前条の規定によって行う「美術工芸に関する金属及び木工製品製造業」から生じた収益金は理事会の決議に従い一部はこれを事業会計の積立金として積立て他の金額は運用財産又は基本財産に繰り入れ本法人の設置する学校経営に使用する。

- 2 事業会計の積立金はその会計年度内における事業会計の収入をもって補填できることが確実な場合又は当該会計年度の事業会計の収支決算上損失を生じた場合に限りこれを処分することができるものとする。

第6章 解散

(解散)

第44条 本法人は、次の各号に掲げる事由によって解散する。

- 一 理事会における理事総数の3分の2以上の議決及び評議員会の議決
- 二 法人の目的たる事業の成功の不能となった場合で、理事会における出席した理事の3分の2以上の議決

三 合併

四 破産

五 文部科学大臣の解散命令

- 2 前項第1号に掲げる事由による解散にあつては文部科学大臣の認可を、同項第2号に掲げる事由による解散にあつては文部科学大臣の認定を受けなければならない。

(残余財産の帰属者)

第45条 本法人が解散した場合（合併又は破産によって解散した場合を除く。）における残余財産は、解散のときにおける理事会において出席した理事の3分の2以上の議決により選定した学校法人又は教育の事業を行う公益社団法人若しくは公益財団法人に帰属する。

(合併)

第46条 本法人が合併しようとするときは、理事会において理事総数の3分の2以上の議決を得て文部科学大臣の認可を受けなければならない。

第7章 寄附行為の変更

(寄附行為の変更)

第47条 本法人の寄附行為を変更するには、理事会において出席した理事の3分の2以上の議決を得て、文部科学大臣の認可を得なければならない。

- 2 前項の規定にかかわらず、寄附行為の変更に関する私立学校法施行規則に定める届出事項については、理事会において出席した理事の3分の2以上の議決を得て、文部科学大臣に届け出なければならない。

第8章 公告の方法その他

(書類及び帳簿の備付)

第48条 本法人は、第37条第2項の書類のほか、次の各号に掲げる書類及び帳簿を、常に各事務所に備えて置かなければならない。

- 一 役員及び評議員の履歴書
- 二 収入及び支出に関する帳簿及び証ひよう書類
- 三 その他必要な書類及び帳簿

(公告の方法)

第49条 本法人の公告は多摩美術大学の掲示場に掲示して行う。

(施行規則)

第50条 本法人寄附行為施行規則は評議員会の議を経て理事会においてこれを定める。

附 則

- 1 本寄附行為は組織変更の登記をした日から施行する。

2 本法人組織変更当初の役員は次の通りとする。

理事長	杉 浦 朝 武
理 事	井 上 忻 治
同	上 条 秀 介
同	石 井 吉五郎
同	藤 原 繁太郎
同	逸 見 梅 栄
同	村 田 晴 彦
監 事	斎 藤 浩
同	池 留 三

附 則

この寄附行為は、文部大臣の認可の日（昭和28年3月23日）から施行する。

附 則

この寄附行為は、文部大臣の認可の日（昭和29年5月14日）から施行する。

附 則

この寄附行為は、文部大臣の認可の日（昭和30年3月31日）から施行する。

附 則

この寄附行為は、文部大臣の認可の日（昭和39年3月31日）から施行する。

附 則

この寄附行為は、文部大臣の認可の日（昭和39年6月8日）から施行する。

附 則

この寄附行為は、文部大臣の認可の日（昭和46年9月8日）から施行する。

附 則

この寄附行為は、文部大臣の認可の日（昭和51年7月29日）から施行する。

附 則

この寄附行為は、文部大臣の認可の日（昭和63年12月22日）から施行する。

附 則

この寄附行為は、文部大臣の認可の日（平成4年9月22日）から施行する。

附 則

この寄附行為は、文部大臣の認可の日（平成9年12月19日）から施行する。

附 則

（施行期日）

平成10年2月12日文部大臣認可のこの寄附行為は、平成10年4月1日から施行する
(多摩美術大学美術学部絵画科、彫刻科及びデザイン科の存続に関する経過措置)
多摩美術大学美術学部絵画科、彫刻科及びデザイン科は、改正後の寄附行為第4条の
規定にかかわらず平成10年3月31日に当該学科に在学する者が当該学科に在学しなく
なるまでの間、存続するものとする。

附 則

この寄附行為は、文部大臣の認可の日（平成10年12月22日）から施行する。

附 則

この寄附行為は、平成15年4月1日から施行する。

附 則

この寄附行為は、文部科学大臣の認可の日（平成18年2月24日）から施行する。

附 則

この寄附行為は、平成26年4月1日から施行する。

附 則

この寄附行為は、平成30年4月1日から施行する。

附 則

令和2年3月18日文部科学大臣認可のこの寄附行為は、令和2年4月1日から施行する。

附 則

令和3年2月18日文部科学大臣認可のこの寄附行為は、令和3年4月1日から施行する。

附 則

この寄附行為は、令和6年4月1日から施行する。

(多摩美術大学美術学部環境デザイン学科の存続に関する経過措置)
多摩美術大学美術学部環境デザイン学科は、改正後の寄附行為第4条の規定にかかわらず令
和6年3月31日に当該学科に在学する者が当該学科に在学しなくなるまでの間、存続するも
のとする。

【改正】令和7年4月1日施行

令和7年4月1日施行の改正私立学校法に基づく寄附行為変更認可申請につきまして、令和6年12月19日付で認可されました。私立学校法第63条の2に基づき、改正後の寄附行為を公表いたします。

学校法人多摩美術大学寄附行為

第1章 総則

(名称)

第1条 本法人は学校法人多摩美術大学と称する。

(事務所の所在地)

第2条 本法人はその事務所を東京都世田谷区上野毛3丁目15番34号に置く。

第2章 目的及び事業

(目的)

第3条 本法人は教育基本法及び学校教育法に従い、大学其の他の教育施設を設置することを目的とする。

(設置する学校)

第4条 本法人が前条に規定する目的を達成するために設置する学校は次に掲げるものとする。

多摩美術大学

大学院 美術研究科

美術学部 絵画学科

彫刻学科

グラフィックデザイン学科

情報デザイン学科

建築・環境デザイン学科

生産デザイン学科

工芸学科

芸術学科

統合デザイン学科

演劇舞踊デザイン学科

(収益事業)

第5条 本法人は、その収益を学校の経営に充てるため、次に掲げる収益事業を行う。

一 美術工芸に関する金属及び木工製品製造業

【改正】令和7年4月1日施行

令和7年4月1日施行の改正私立学校法に基づく寄附行為変更認可申請につきまして、令和6年12月19日付で認可されました。私立学校法第63条の2に基づき、改正後の寄附行為を公表いたします。

第3章 機関の設置

(役員、評議員及び会計監査人の設置)

第6条 本法人の役員の数数は次の通りとする。

- 一 理事 7名以上 9名以内
 - 二 監事 2名以上 4名以内
- 2 本法人に、評議員8名以上10名以内を置く。
 - 3 本法人に、会計監査人1人を置く。
 - 4 評議員の実数は、理事の実数を超える数でなければならない。

(理事選任機関)

第7条 本法人の理事選任機関は、評議員会とする。

- 2 理事選任機関の構成員は、全ての評議員とする。
- 3 監事は、理事選任機関に対し必要な報告を行おうとするときは、理事長に対し、理事選任機関の招集を請求することができる。この場合において、理事長は、理事選任機関を招集しなければならない。

第4章 理事会及び理事

第1節 理事の選任及び解任等

(理事の選任)

第8条 理事は次の各号に掲げるものとする。

- 一 多摩美術大学学長であり、評議員会において選任した者 1名
 - 二 前号に掲げるもののほか、評議員会において選任した者 6名以上8名以内
- 2 前項第1号ならびに前項第2号に定める理事のうち、本法人の職員である者は、その職を退いたときは理事の職を失うものとする。

(理事の資格及び構成)

第9条 理事の選任に当たっては、私立学校法第31条に規定する資格及び構成に関する要件を遵守しなければならない。

(理事の任期)

第10条 理事の任期は、選任後4年以内に終了する会計年度のうち最終のものに関する定時評議員会の終結の時までとする。ただし、任期の満了前に退任した理事の補欠として選任された理事の任期は、前任者の残任期間とすることができる。

【改正】令和7年4月1日施行

令和7年4月1日施行の改正私立学校法に基づく寄附行為変更認可申請につきまして、令和6年12月19日付で認可されました。私立学校法第63条の2に基づき、改正後の寄附行為を公表いたします。

2 理事は再任されることができる。

(理事の解任及び退任)

第11条 理事が次の各号のいずれかに該当するときは、当該理事を選任した理事選任機関の決議によって解任することができる。

- 一 職務上の義務に違反し、又は職務を怠ったとき
- 二 心身の故障のため、職務の執行に支障があり、又はこれに堪えないとき
- 三 理事としてふさわしくない非行があったとき

2 理事が前項各号のいずれかに該当し、理事の職務の執行に関し不正の行為又は法令若しくはこの寄附行為に違反する重大な事実があったにもかかわらず、当該理事の解任を求める旨の議案が評議員会において否決されたときは、評議員は、当該議案が否決された日から30日以内に、訴えをもって当該理事の解任を請求することができる。

3 理事は次の事由によって退任する。

- 一 任期の満了
- 二 辞任
- 三 死亡

(理事に欠員を生じた場合の措置)

第12条 理事は、第6条に定める定数を下回ることとなったときは、任期の満了又は辞任により退任した後も、後任の理事が選任されるまでは、なお理事としての権利義務を有する。

2 理事のうち、その定数の5分の1をこえるものが欠けたときは、1月以内に補充しなければならない。

第2節 理事会及び理事の職務等

(理事会の構成)

第13条 理事会は、全ての理事で組織する。

(理事会の権限)

第14条 理事会は、本法人の業務を決し、理事の職務の執行を監督する。

(理事の職務)

第15条 理事は、理事会を構成し、法令及びこの寄附行為で定めるところにより、職務を執行する。

【改正】令和7年4月1日施行

令和7年4月1日施行の改正私立学校法に基づく寄附行為変更認可申請につきまして、令和6年12月19日付で認可されました。私立学校法第63条の2に基づき、改正後の寄附行為を公表いたします。

- 2 理事のうち1名を理事長とし、理事会の決議によって選定する。理事長を解職するときも、同様とする。
- 3 理事（理事長は除く。）のうち1名を代表業務執行理事とすることができる。代表業務執行理事は、理事会の決議によって選定する。代表業務執行理事を解職するときも、同様とする。
- 4 理事（理事長及び代表業務執行理事を除く。）のうち2名以内を常務理事とすることができ、理事会の決議によって選定する。常務理事を解職するときも、同様とする。
- 5 常務理事をもって私立学校法第三十七条第四項の業務執行理事とする。
- 6 理事長は、本法人を代表し、その業務を総理する。
- 7 代表業務執行理事は、本法人を代表し、理事会の定めるところにより、理事長を補佐して本法人の業務を掌理する。
- 8 業務執行理事は、理事会の定めるところにより、理事長を補佐して本法人の業務を掌理する。

（代表権の制限）

第16条 理事長及び代表業務執行理事以外の理事は、本法人の業務について、本法人を代表しない。

（理事の報告義務）

第17条 理事長、代表業務執行理事及び業務執行理事は、3か月に1回以上、自己の職務の執行の状況を理事会に報告しなければならない。

第3節 理事会の運営

（招集）

第18条 理事会は、理事長が招集する。

- 2 理事長が欠けたとき又は理事長に事故があるときは、各理事が理事会を招集する。
- 3 理事長以外の理事は、理事長に対し、会議の目的である事項を示して、理事会の招集を請求することができる。
- 4 理事長が、前項の請求のあった日から5日以内に、その請求の日から2週間以内の日を理事会の日とする理事会の招集の通知を発しない場合には、招集を請求した理事は理事会を招集することができる。
- 5 理事会を招集するには、各理事及び各監事に対して、会議の日時及び場所並びに会議の目的である事項を書面又は電磁的方法により通知しなければならない。

【改正】令和7年4月1日施行

令和7年4月1日施行の改正私立学校法に基づく寄附行為変更認可申請につきまして、令和6年12月19日付で認可されました。私立学校法第63条の2に基づき、改正後の寄附行為を公表いたします。

6 前項の通知は、会議の1週間前までに発しなければならない。ただし、緊急を要する場合はこの限りではない。

7 前2項の規定にかかわらず、理事会は、理事及び監事の全員の同意があるときは、招集の手続を経ることなく開催することができる。

(運営)

第19条 理事会に議長を置き、理事長をもって充てる。

2 前条第2項及び第4項並びに第29条第2項の規定に基づき理事会を招集した場合における理事会の議長は、出席理事の互選によって定める。

(決議)

第20条 理事会の決議は、法令及びこの寄附行為に別段の定めがある場合を除くほか、決議について特別の利害関係を有する理事を除く理事の過半数が出席し、その過半数をもって行う。

2 前項の規定にかかわらず、次の決議は、議決に加わることができる理事の数の3分の2以上に当たる多数をもって行わなければならない。

一 この寄附行為の変更

二 予算及び事業計画並びに事業に関する中期的な計画の作成又は変更

三 基本財産の処分

四 借入金（当該会計年度内の収入をもって償還する一時の借入金を除く。）その他予算外の新たな義務の負担又は権利の放棄

五 残余財産の帰属者の決定

六 収益を目的とする事業に関する重要な事項

七 寄附金品及び寄附財産に関する事項

八 その他本法人の業務に関する重要事項

3 前2項の規定にかかわらず、次の決議は、理事の総数の3分の2以上に当たる多数をもって行わなければならない。

一 私立学校法第109条第1項第1号に定める事由による解散

二 本法人の合併

4 理事は、書面又は電磁的方法により理事会の議決に加わることができる。

(業務の決定の委任)

第21条 法令及びこの寄附行為の規定により理事会において決定しなければならない事項以外の決定であって、あらかじめ理事会において定めたものについては、理事会において指名した理事に委任することができる。

【改正】令和7年4月1日施行

令和7年4月1日施行の改正私立学校法に基づく寄附行為変更認可申請につきまして、令和6年12月19日付で認可されました。私立学校法第63条の2に基づき、改正後の寄附行為を公表いたします。

(議事録)

第22条 理事会の議事については、法令で定めるところにより、議事録を作成しなければならない。

2 議事録には、出席した理事及び監事が署名（電磁的記録により作成される議事録にあつては、電子署名。第48条第2項において同じ。）又は記名押印し、理事会の日から10年間、これを事務所に備えて置かなければならない。

第5章 監事

第1節 選任及び解任等

(監事の選任)

第23条 監事は、評議員会の決議によって選任する。

2 前項の選任に当たっては、監事の独立性を確保し、かつ、利益相反を適切に防止することができる者を選任するものとする。

(監事の資格)

第24条 監事の選任に当たっては、私立学校法第31条第3項及び第6項並びに第46条に規定する資格に関する要件を遵守しなければならない。

(監事の任期)

第25条 監事の任期は、選任後4年以内に終了する会計年度のうち最終のものに関する定時評議員会の終結の時までとする。ただし、任期の満了前に退任した監事の補欠として選任された監事の任期は、前任者の残任期間とすることができる。

2 監事は、再任されることができる。

(監事の解任及び退任)

第26条 監事が次の各号のいずれかに該当するときは、評議員会の決議によって解任することができる。

- 一 職務上の義務に違反し、又は職務を怠ったとき
- 二 心身の故障のため、職務の執行に支障があり、又はこれに堪えないとき
- 三 監事としてふさわしくない非行があつたとき

2 監事の職務の執行に関し不正の行為又は法令若しくはこの寄附行為に違反する重大な事実があつたにもかかわらず、当該監事を解任する旨の議案が評議員会において否決されたときは、評議員は、当該評議員会の日から30日以内に、訴えをもって当該監事の解任を請求することができる。

3 監事は次の事由によって退任する。

【改正】令和7年4月1日施行

令和7年4月1日施行の改正私立学校法に基づく寄附行為変更認可申請につきまして、令和6年12月19日付で認可されました。私立学校法第63条の2に基づき、改正後の寄附行為を公表いたします。

- 一 任期の満了
- 二 辞任
- 三 死亡

(監事の選任若しくは解任又は辞任に関する手続)

第27条 理事は、監事の選任に関する議案を評議員会に提出するには、監事の過半数の同意を得なければならない。

- 2 監事は、理事に対し、監事の選任を評議員会の会議の目的とすること又は監事の選任に関する議案を評議員会に提出することを請求することができる。
- 3 監事は、評議員会において、監事の選任若しくは解任又は辞任について意見を述べることができる。
- 4 監事を辞任した者は、辞任後最初に招集される評議員会に出席して、辞任した旨及びその理由を述べることができる。
- 5 理事は、前項の者に対し、同項の評議員会を招集する旨並びにその日時及び場所を通知しなければならない。

(監事に欠員を生じた場合の措置)

第28条 監事は、第6条に定める定数を下回ることとなったときは、任期の満了又は辞任により退任した後も、後任の監事が選任されるまでは、なお、監事としての権利義務を有する。

- 2 監事のうち、その定数の2分の1を超えるものが欠けたときは、1月以内に補充しなければならない。

第2節 職務等

(監事の職務)

第29条 監事は、次の各号に掲げる職務を行う。

- 一 本法人の業務及び財産の状況並びに理事の職務の執行の状況を監査すること。
- 二 本法人の業務及び財産の状況並びに理事の職務の執行の状況について、毎会計年度、監査報告を作成し、当該会計年度終了後3月以内に理事会及び評議員会に提出すること。
- 三 理事会及び評議員会に出席して意見を述べること。
- 四 本法人の業務若しくは財産又は理事の職務の執行の状況に関し不正の行為又は法令若しくは寄附行為に違反する重大な事実があることを発見したとき又は不正の行為がなされ、若しくは法令若しくは寄附行為の重大な違反が生ずるおそれがあると認めるときは、これを理事会及び評議員会並びに文部科学大臣に

【改正】令和7年4月1日施行

令和7年4月1日施行の改正私立学校法に基づく寄附行為変更認可申請につきまして、令和6年12月19日付で認可されました。私立学校法第63条の2に基づき、改正後の寄附行為を公表いたします。

報告すること。

五 前号の報告をするために必要があるときは、理事長に対して理事会及び評議員会の招集を請求すること。

六 前各号に掲げるもののほか、法令又はこの寄附行為により監事が行うこととされた職務

2 前項第5号の請求があった日から5日以内に、その請求があった日から2週間以内の日を理事会又は評議員会の日とする理事会又は評議員会の招集の通知が発せられない場合には、その請求をした監事は、理事会又は評議員会を招集することができる。

(常勤監事の選定及び解職)

第30条 監事のうち1名を常勤監事とすることができる。常勤監事の選定及び解職は、監事の過半数の合意をもって行う。

(調査権限等)

第31条 監事は、いつでも、理事及び職員に対して事業の報告を求め、又は本法人の業務及び財産の状況の調査をすることができる。

2 監事は、その職務を行うため必要があるときは、本法人の子法人に対して事業の報告を求め、又はその子法人の業務及び財産の状況の調査をすることができる。

3 監事は、その職務を行うため必要があるときは、会計監査人に対してその監査に関する報告を求めることができる。

4 監事は、理事が評議員会に提出しようとする議案、書類その他私立学校法施行規則で定めるものを調査しなければならない。この場合において、法令若しくはこの寄附行為に違反し、又は著しく不当な事項があると認めるときは、その調査の結果を評議員会に報告しなければならない。

(理事の行為の差止め)

第32条 監事は、理事が本法人の目的の範囲外の行為その他法令若しくはこの寄附行為に違反する行為をし、又はこれらの行為をするおそれがある場合において、当該理事の行為によって本法人に著しい損害が生ずるおそれがあるときは、当該理事に対し、当該行為をやめることを請求することができる。

第6章 評議員会及び評議員

第1節 評議員の選任及び解任等

(評議員の選任)

【改正】令和7年4月1日施行

令和7年4月1日施行の改正私立学校法に基づく寄附行為変更認可申請につきまして、令和6年12月19日付で認可されました。私立学校法第63条の2に基づき、改正後の寄附行為を公表いたします。

第33条 評議員は、次の各号に掲げる者とする。

- 一 本法人の職員で理事会において選任した者 2名以上3名以内
 - 二 本法人の設置する学校を卒業した者で年齢25年以上のものの中から、理事会において選任した者 2名
 - 三 学識経験者の中から、評議員会において選任した者 4名以上5名以内
- 2 前項第1号に定める評議員は、本法人の職員の地位を退いたときは評議員の職を失うものとする。
- 3 評議員の選任は、評議員の年齢、性別、職業等に著しい偏りが生じないよう配慮して行うものとする。

(評議員の資格)

第34条 評議員の選任に当たっては、私立学校法第31条第3項及び第6項、第46条第2項及び第3項並びに第62条に規定する資格及び構成に関する要件を遵守しなければならない。

(評議員の任期)

第35条 評議員の任期は、選任後4年以内に終了する会計年度のうち最終のものに関する定時評議員会の終結の時までとする。ただし、任期の満了前に退任した評議員の補欠として選任された評議員の任期は、前任者の残任期間とすることができる。

2 評議員は、再任されることができる。

(評議員の解任及び退任)

第36条 評議員が次の各号のいずれかに該当するときは、当該評議員を選任したものの決議によって解任することができる。

- 一 職務上の義務に違反し、又は職務を怠ったとき
- 二 心身の故障のため、職務の執行に支障があり、又はこれに堪えないとき
- 三 評議員としてふさわしくない非行があったとき

2 評議員は次の事由によって退任する。

- 一 任期の満了
- 二 辞任
- 三 死亡

3 評議員は、第6条に定める定数に足りなくなるときは、任期の満了又は辞任により退任した後も、後任の評議員が選任されるまでは、なお、評議員としての権利義務を有する。

第2節 評議員会及び評議員の職務等

【改正】令和7年4月1日施行

令和7年4月1日施行の改正私立学校法に基づく寄附行為変更認可申請につきまして、令和6年12月19日付で認可されました。私立学校法第63条の2に基づき、改正後の寄附行為を公表いたします。

(評議員会の構成)

第37条 評議員会は、全ての評議員で組織する。

(評議員会の職務等)

第38条 評議員会は、本法人の業務若しくは財産の状況又は役員の業務執行の状況について、役員に対して意見を述べ、若しくはその諮問に答え、又は役員から報告を徴することができる。

2 理事会は、次の各号に掲げる事項についての決定をするときは、あらかじめ評議員会の意見を聴かなければならない。

- 一 重要な資産の処分又は譲受け
- 二 多額の借財
- 三 予算及び事業計画並びに事業に関する中期的な計画の作成又は変更
- 四 役員及び評議員に対する報酬等（報酬、賞与その他の職務遂行の対価として受ける財産上の利益及び退職手当をいう。以下同じ。）の支給の基準の策定又は変更

五 収益事業に関する重要事項

六 私立学校法第23条第1項第1号から第3号まで及び第5号から第15号までに定める事項を除く寄附行為の変更

七 予算外の新たな義務の負担又は権利の放棄

八 寄附金品の募集に関する事項

九 その他本法人の業務に関する重要事項で理事会において必要と認めるもの

3 評議員会は、次の各号に掲げる事項について決議する。

一 私立学校法第23条第1号から第3号まで及び第5号から第15号までに定める寄附行為の変更

二 私立学校法第109条第1項第1号に定める事由による解散

三 合併

(理事の行為の差止めの求め)

第39条 評議員会は、理事が本法人の目的の範囲外の行為その他法令若しくはこの寄附行為に違反する行為をし、又はこれらの行為をするおそれがある場合において、当該行為によって本法人に回復することができない損害が生ずるおそれがあるときは、監事に対し、第32条の請求を行うことを求めることができる。

2 前項の場合において、当該行為によって本法人に回復することができない損害が生ずるおそれがあるにもかかわらず、評議員会において前項の請求を行うことを監事に求める旨の決議が否決されたとき、又は当該請求を行うことを監事に求め

【改正】令和7年4月1日施行

令和7年4月1日施行の改正私立学校法に基づく寄附行為変更認可申請につきまして、令和6年12月19日付で認可されました。私立学校法第63条の2に基づき、改正後の寄附行為を公表いたします。

る旨の評議員会の決議があった後遅滞なく当該請求その他の手続が行われな
いときは、評議員は、当該理事に対し、当該行為をやめることを請求する
ことができる。

(責任追及の訴えの求め)

第40条 評議員会は、役員、会計監査人又は清算人が任務を怠ったことによ
って本法人に損害が生じた場合には、書面又は電磁的方法により、理事
長（理事の責任を追及する場合には監事）に対し、役員、会計監査人
又は清算人の責任を追及する訴えの提起を求めることができる。

第3節 評議員会の運営

(開催)

第41条 評議員会は、定時評議員会として毎会計年度終了後3月以内に1
回開催するほか、必要がある場合に開催する。

(招集)

第42条 評議員会は、法令に別段の定めがある場合を除き、理事会の決
議に基づき理事長が招集する。

- 2 評議員の総数の10分の1以上の評議員は、共同して、理事長に対し、
評議員会の目的である事項及び招集の理由を示して、評議員会の招集を
請求することができる。
- 3 評議員の総数の10分の1以上の評議員は、共同して、理事長に対し、
一定の事項を評議員会の会議の目的とすることを請求することができる。
この場合において、その請求は、評議員会の日から20日前までにしな
なければならない。
- 4 評議員会を招集する場合には、理事会において、次に掲げる事項を定
め、評議員に対し、書面又は電磁的方法（評議員の承諾を得た場合に
限る。）により通知しなければならない。
 - 一 会議の日時及び場所
 - 二 会議の目的である事項があるときは、当該事項
 - 三 会議の目的である事項に係る議案（当該目的である事項が議案とな
るものを除く。）について、議案が確定しているときはその概要、議
案が確定していないときはその旨
 - 四 私立学校法施行規則で定める事項
- 5 前項の通知は、会議の1週間前までに発しなければならない。

【改正】令和7年4月1日施行

令和7年4月1日施行の改正私立学校法に基づく寄附行為変更認可申請につきまして、令和6年12月19日付で認可されました。私立学校法第63条の2に基づき、改正後の寄附行為を公表いたします。

(評議員による招集)

第43条 前条第2項の規定による請求があった日から30日以内の日を評議員会の日とする評議員会の招集の通知が発せられない場合には、同項の規定による請求をした評議員は、共同して、文部科学大臣の許可を得て、評議員会を招集することができる。

2 前項の評議員は、その全員の協議により、前条第4項各号に掲げる事項を定め、他の評議員に対し、書面又は電磁的方法（他の評議員の承諾を得た場合に限る。）により通知しなければならない。

3 前項の通知は、会議の1週間前までに発しなければならない。

(監事による招集)

第44条 第29条第2項の規定により監事が評議員会を招集する場合には、監事は第42条第4項第1号、第2号及び第4号に掲げる事項を定め、評議員に対し、書面又は電磁的方法（評議員の承諾を得た場合に限る。）により通知しなければならない。

2 前項の通知は、会議の1週間前までに発しなければならない。

(招集手続の省略)

第45条 前3条の規定にかかわらず、評議員会は、評議員の全員の合意があるときは、招集の手続を経ることなく開催することができる。

(運営)

第46条 評議員会に議長を置き、評議員の互選によって定める。

(決議)

第47条 評議員会の決議は、決議について特別の利害関係を有する評議員を除く評議員の過半数が出席し、その過半数をもって行う。

2 前項の規定にかかわらず、次の決議は、議決に加わることができる評議員の数の3分の2以上に当たる多数をもって行わなければならない。

一 監事の解任

二 私立学校法第92条第1項に規定する決議

3 前2項の規定にかかわらず、役員又は会計監査人が任務を怠ったことによって生じた損害について本法人に対し賠償する責任を免除する決議は、議決に加わることができる評議員の全員一致をもって行わなければならない。

4 評議員は、書面又は電磁的方法により評議員会の議決に加わることができる。

(議事録)

【改正】令和7年4月1日施行

令和7年4月1日施行の改正私立学校法に基づく寄附行為変更認可申請につきまして、令和6年12月19日付で認可されました。私立学校法第63条の2に基づき、改正後の寄附行為を公表いたします。

第48条 評議員会の議事については、法令で定めるところにより、議事録を作成しなければならない。

- 2 議事録には、議長、出席した評議員のうちから互選された評議員2人以上及び出席した監事が署名又は記名押印し、評議員会の日から10年間、これを事務所に備えて置かなければならない。

(役員の出席等)

第49条 理事長、代表業務執行理事、業務執行理事及び監事は、評議員会に出席しなければならない。

- 2 理事長、代表業務執行理事、業務執行理事及び監事は、評議員会において、評議員から特定の事項について説明を求められた場合には、当該事項について必要な説明をしなければならない。

第7章 理事会と評議員会の協議

(理事会及び評議員会の協議)

第50条 法令又はこの寄附行為の定めるところにより理事会の決議及び評議員会の決議を必要とする事項について理事会と評議員会の決議が異なる場合、理事長は、更に審議を尽くすために、当該事項を会議の目的である事項として、再度評議員会を招集することができる。

- 2 理事長は、前項の評議員会に出席し、前項の事項に関し改めて必要な説明を行うものとする。
- 3 評議員会は、前項の理事長の説明を十分に尊重して、再度決議を行わなければならない。

第8章 会計監査人

第1節 選任及び解任等

(会計監査人の選任)

第51条 会計監査人は、評議員会の決議によって選任する。

(会計監査人の任期)

第52条 会計監査人の任期は、選任後1年以内に終了する会計年度のうち最終のものに関する定時評議員会の終結の時までとする。ただし、その定時評議員会において別段の決議がされなかったときは、再任されたものとみなす。

【改正】令和7年4月1日施行

令和7年4月1日施行の改正私立学校法に基づく寄附行為変更認可申請につきまして、令和6年12月19日付で認可されました。私立学校法第63条の2に基づき、改正後の寄附行為を公表いたします。

(会計監査人の解任)

第53条 会計監査人が次の各号のいずれかに該当するときは、評議員会の決議によって解任することができる。

- 一 職務上の義務に違反し、又は職務を怠ったとき
 - 二 会計監査人としてふさわしくない非行があったとき
 - 三 心身の故障のため、職務の執行に支障があり、又はこれに堪えないとき
- 2 監事は、会計監査人が、前項各号のいずれかに該当すると認めるときであつて、評議員会の招集を待ついとまがないときその他緊急を要するときは、監事全員の合意により、会計監査人を解任することができる。この場合、監事の互選によって定めた監事は、会計監査人を解任した旨及び解任の理由を、解任後最初に招集される評議員会に報告しなければならない。

(会計監査人の選任及び解任等に関する手続)

第54条 評議員会に理事が提出する会計監査人の選任及び解任並びに会計監査人を再任しないことに関する議案の内容は、監事が決定する。

- 2 前項の規定による議案の内容の決定は、監事の過半数の合意によって行わなければならない。
- 3 会計監査人は、会計監査人の選任、解任若しくは不再任又は辞任について、評議員会に出席して意見を述べることができる。
- 4 会計監査人を辞任した者は、辞任後最初に招集される評議員会に出席して、辞任した旨及びその理由を述べるができる。
- 5 理事長は、前項の者に対し、評議員会を招集する旨並びにその日時及び場所を通知しなければならない。

(会計監査人に欠員を生じた場合の措置)

第55条 会計監査人が欠けた場合において、遅滞なく会計監査人が選任されないときは、監事は、一時会計監査人の職務を行うべき者を選任しなければならない。

第2節 会計監査人の職務等

(会計監査人の職務等)

第56条 会計監査人は、法令で定めるところにより、本法人の計算書類（貸借対照表及び収支計算書をいう。以下同じ。）及びその附属明細書並びに財産目録を監査して会計監査報告を作成し、監事及び理事会に提出する。

- 2 会計監査人は、いつでも、次に掲げる請求をし、又は理事及び職員に対し、会計に関する報告を求めることができる。

【改正】令和7年4月1日施行

令和7年4月1日施行の改正私立学校法に基づく寄附行為変更認可申請につきまして、令和6年12月19日付で認可されました。私立学校法第63条の2に基づき、改正後の寄附行為を公表いたします。

- 一 会計帳簿又はこれに関する資料が書面をもって作成されているときは、当該書面又は当該書面の写しの閲覧の請求
 - 二 前号の書面の謄本又は抄本の交付の請求
 - 三 会計帳簿又はこれに関する資料が電磁的記録をもって作成されているときは、当該電磁的記録に記録された事項を法令で定める方法により表示したものの閲覧の請求
 - 四 前号の電磁的記録に記録された事項を電磁的方法であって本法人の定めたものにより提供することの請求又はその事項を記載した書面の交付の請求
- 3 会計監査人は、その職務を行うため必要があるときは、本法人の子法人に対して会計に関する報告を求め、又は本法人若しくはその子法人の業務及び財産の状況の調査をすることができる。

第9章 予算及び事業計画等

(会計年度)

第57条 本法人の会計年度は、4月1日に始まり、翌年3月31日に終わるものとする。

(予算、事業計画及び事業に関する中期的な計画)

第58条 本法人の予算及び事業計画は、毎会計年度開始前に、理事長が編成し、理事会で決議しなければならない。これに変更を加えようとするときも、同様とする。

- 2 本法人の事業に関する中期的な計画は、5年以上7年以内において理事会で定める期間ごとに、理事長が編成し、理事会で決議しなければならない。これに変更を加えようとするときも、同様とする。

(役員及び評議員の報酬)

第59条 役員及び評議員に対して、別に定める報酬等の支給の基準に従って算定した額を報酬等として支給することができる。

- 2 会計監査人に対する報酬等は、監事の過半数の同意を得て、理事会において定める。

(責任の免除)

第60条 役員又は会計監査人が任務を怠ったことによって生じた損害について本法人に対し賠償する責任は、職務を行うにつき善意でかつ重大な過失がなく、その原因や職務執行状況などの事情を勘案して特に必要と認める場合には、役員又は会計監査人が賠償の責任を負う額から私立学校法第92条の規定に基づく最低責任限度額を控除して得た額を限度として理事会の決議によって免除することができる。

【改正】令和7年4月1日施行

令和7年4月1日施行の改正私立学校法に基づく寄附行為変更認可申請につきまして、令和6年12月19日付で認可されました。私立学校法第63条の2に基づき、改正後の寄附行為を公表いたします。

- 2 理事は、前項の規定に基づく責任の免除（理事の責任の免除に限る。）に関する議案を理事会に提出するには、各監事の同意を得なければならない。
- 3 第1項の決議を行ったときは、理事長は、遅滞なく、私立学校法第92条第2項各号に掲げる事項及び責任を免除することに異議がある場合には2か月以内に当該異議を述べるべき旨を評議員に通知しなければならない。
- 4 評議員の総数の10分の1以上の評議員が前項の期間内に同項の異議を述べたときは、第1項の規定に基づく責任の免除をしてはならない。
- 5 第1項の決議があった場合において、当該決議後に同項の役員又は会計監査人に対し退職慰労金その他の私立学校法施行規則で定める財産上の利益を与えるときは、評議員会の決議による承認を受けなければならない。

（責任限定契約）

- 第61条 理事（理事長、代表業務執行理事、業務執行理事及び本法人の職員である理事を除く。以下この条において「非業務執行理事」という。）、監事又は会計監査人が任務を怠ったことによって生じた損害について本法人に対し賠償する責任は、当該非業務執行理事、監事又は会計監査人が職務を行うにつき善意でかつ重大な過失がないときは、金100万円以上であらかじめ定めた額と私立学校法第92条の規定に基づく最低責任限度額とのいずれか高い額を限度とする旨の契約を非業務執行理事、監事又は会計監査人と締結することができる。
- 2 前項の契約を締結した非業務執行理事、監事又は会計監査人が当該学校法人の業務執行理事等又は職員に就任したときは、当該契約は、将来に向かつてその効力を失う。
 - 3 理事は、寄附行為を変更して第1項の規定による寄附行為の定め（非業務執行理事と契約を締結することができる旨の定めに限る。）を設ける議案を理事会に提出するには、各監事の同意を得なければならない。
 - 4 第1項の契約を締結した学校法人が、当該契約の相手方である非業務執行理事、監事又は会計監査人が任務を怠ったことにより損害を受けたことを知ったときは、その後最初に招集される評議員会において次に掲げる事項を開示しなければならない。
 - 一 私立学校法第92条第2項第1号及び第2号に掲げる事項
 - 二 当該契約の内容及び当該契約を締結した理由
 - 三 私立学校法第88条第1項の損害のうち、当該非業務執行理事、監事又は会計監査人が賠償する責任を負わないとされた額私立学校法第92条第4項の規定は、非業務執行理事、監事又は会計監査人が第一項の契約によって同項に規定する限度を超える部分について損害を賠償する責任を負わないとされた場合について準用する。

【改正】令和7年4月1日施行

令和7年4月1日施行の改正私立学校法に基づく寄附行為変更認可申請につきまして、令和6年12月19日付で認可されました。私立学校法第63条の2に基づき、改正後の寄附行為を公表いたします。

第10章 資産及び会計

(資産)

第62条 本法人の資産は、財産目録記載のとおりとする。

(資産の区分)

第63条 本法人の資産は、これを分けて基本財産、運用財産及び収益事業用財産の3種とする。

- 2 基本財産は、本法人の設置する学校に必要な施設及び設備又はこれらに要する資金とし、財産目録中基本財産の部に記載する財産及び将来基本財産に編入された財産とする。
- 3 運用財産は、本法人の設置する学校の経営に必要な財産とし、財産目録中運用財産の部に記載する財産及び将来運用財産に編入された財産とする。
- 4 収益事業用財産は、本法人の収益を目的とする事業に必要な財産とし、財産目録中収益事業用財産の部に記載する財産及び将来収益事業用財産に編入された財産とする。
- 5 寄附金品については、寄附者の指定がある場合には、その指定に従って基本財産、運用財産又は収益事業用財産に編入する。

(基本財産等の処分の制限)

第64条 基本財産は、これを処分してはならない。ただし、本法人の事業の遂行上やむを得ない理由があるときは、理事会の決議によって、その一部に限り処分することができる。

(積立金の保管)

第65条 基本財産及び運用財産中の積立金は、確実な有価証券を購入し、又は確実な信託銀行に信託し、又は確実な銀行に定期預金とし、若しくは定額郵便貯金として理事長が保管する。

(経費の支弁)

第66条 本法人の設置する学校の経営に要する費用は、基本財産並びに運用財産中の不動産及び積立金から生ずる果実、授業料収入、入学金収入、検定料収入その他の運用財産をもって支弁する。

(会計)

【改正】令和7年4月1日施行

令和7年4月1日施行の改正私立学校法に基づく寄附行為変更認可申請につきまして、令和6年12月19日付で認可されました。私立学校法第63条の2に基づき、改正後の寄附行為を公表いたします。

第67条 本法人の会計は、学校法人会計基準により行う。

- 2 本法人の会計は学校の経営に関する会計（以下「学校会計」という。）と収益事業に関する会計（以下「収益事業会計」という。）に区別するものとする。

（予算外の新たな義務の負担又は権利の放棄）

第68条 予算をもって定めるものを除くほか、新たに義務の負担をし、又は権利の放棄をしようとするときは、理事会で決議しなければならない。借入金（当該会計年度内の収入をもって償還する一時の借入金を除く。）についても、同様とする。

（事業報告及び決算）

第69条 本法人の事業報告及び決算については、毎会計年度終了後、理事長が次の書類を作成し、監事の監査を受け、かつ、第3号から第5号までの書類について会計監査人の監査を受けたうえで、理事会の承認を受けなければならない。

- 一 事業報告
- 二 事業報告の附属明細書
- 三 計算書類
- 四 計算書類の附属明細書
- 五 財産目録

- 2 理事長は、前項の承認を受けた書類のうち、第1号、第3号及び第5号の書類の内容を定時評議員会に報告し、その意見を聴かななければならない。
- 3 収益事業会計の決算上生じた利益金は、その一部又は全部を学校会計に繰り入れなければならない。

（財産目録等の備置き及び閲覧）

第70条 本法人は、毎会計年度終了後3月以内に役員等名簿（理事及び評議員の氏名及び住所を記載した名簿をいう。以下第3項及び第76条2号において同じ。）を作成しなければならない。

- 2 本法人は、前条第1項各号及び前項の書類、監査報告、会計監査報告、役員及び評議員に対する報酬等の支給の基準を記載した書類並びにこの寄附行為を事務所に備えて置き、請求があった場合には、正当な理由がある場合を除いて、これを閲覧に供し又はこれらの書類の謄本若しくは抄本を交付しなければならない。
- 3 前項の規定にかかわらず、本法人は、役員等名簿について評議員以外の者から同項の請求があった場合には、役員等名簿に記載された事項中、個人の住所に係る記載の部分を除外して、同項の閲覧をさせ又は交付をすることができる。

（資産総額の変更登記）

【改正】令和7年4月1日施行

令和7年4月1日施行の改正私立学校法に基づく寄附行為変更認可申請につきまして、令和6年12月19日付で認可されました。私立学校法第63条の2に基づき、改正後の寄附行為を公表いたします。

第71条 本法人の資産総額の変更は、毎会計年度末の現在により、会計年度終了後3月以内に登記しなければならない。

第11章 寄附行為の変更

(寄附行為の変更)

第72条 この寄附行為を変更しようとするときは、理事会の決議及び評議員会の決議（私立学校法第23条第1項第1号から第3号まで及び第5号から第15号に定める事項を除く寄附行為の変更にあつては、評議員会への諮問。次項において同じ。）を得て、文部科学大臣の認可を受けなければならない。

2 前項の規定にかかわらず、私立学校法施行規則に定める届出事項については、理事会の決議及び評議員会の決議を得て、文部科学大臣に届け出なければならない。

第12章 解散及び合併

(解散)

第73条 本法人は、次の各号に掲げる事由によって解散する。

- 一 理事会の決議及び評議員会の決議による決定
- 二 本法人の目的たる事業の成功の不能
- 三 合併
- 四 破産手続開始の決定
- 五 文部科学大臣の解散命令

2 前項第1号又は第2号に掲げる事由による解散は、文部科学大臣の認可を受けなければならない。

(残余財産の帰属者)

第74条 本法人が解散した場合（合併又は破産手続開始の決定によって解散した場合を除く。）における残余財産は、解散のときにおける理事会の決議により選定した学校法人又は教育の事業を行う公益社団法人若しくは公益財団法人に帰属する。

(合併)

第75条 本法人が合併しようとするときは、理事会の決議及び評議員会の決議を得て、文部科学大臣の認可を受けなければならない。

第13章 補則

【改正】令和7年4月1日施行

令和7年4月1日施行の改正私立学校法に基づく寄附行為変更認可申請につきまして、令和6年12月19日付で認可されました。私立学校法第63条の2に基づき、改正後の寄附行為を公表いたします。

(情報の公表)

第76条 本法人は、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、遅滞なく、インターネットの利用により、当該各号に定める事項を公表しなければならない。

- 一 寄附行為若しくは寄附行為変更の認可を受けたとき、又は寄附行為変更の届出をしたとき 寄附行為の内容
- 二 計算書類及び事業報告書並びにこれらの附属明細書、監査報告、会計監査報告、財産目録、役員等名簿並びに役員及び評議員に対する報酬等の支給の基準を作成したとき これらの書類の内容

(公告の方法)

第77条 本法人の公告は、本法人のホームページに掲載する方法により行う。

(施行規則)

第78条 この寄附行為の施行についての細則その他本法人及び本法人の設置する学校の管理及び運営に関し必要な事項は、理事会が定める。

附 則

- 1 本寄附行為は組織変更の登記をした日から施行する。
- 2 本法人組織変更当初の役員は次の通りとする。

理事長	杉	浦	朝	武
理事	井	上	忻	治
同	上	条	秀	介
同	石	井	吉	五郎
同	藤	原	繁	太郎
同	逸	見	梅	栄
同	村	田	晴	彦
監事	斎	藤		浩
同	池		留	三

附 則

この寄附行為は、文部大臣の認可の日（昭和28年3月23日）から施行する。

附 則

この寄附行為は、文部大臣の認可の日（昭和29年5月14日）から施行する。

【改正】令和7年4月1日施行

令和7年4月1日施行の改正私立学校法に基づく寄附行為変更認可申請につきまして、令和6年12月19日付で認可されました。私立学校法第63条の2に基づき、改正後の寄附行為を公表いたします。

附 則

この寄附行為は、文部大臣の認可の日（昭和30年3月31日）から施行する。

附 則

この寄附行為は、文部大臣の認可の日（昭和39年3月31日）から施行する。

附 則

この寄附行為は、文部大臣の認可の日（昭和39年6月8日）から施行する。

附 則

この寄附行為は、文部大臣の認可の日（昭和46年9月8日）から施行する。

附 則

この寄附行為は、文部大臣の認可の日（昭和51年7月29日）から施行する。

附 則

この寄附行為は、文部大臣の認可の日（昭和63年12月22日）から施行する。

附 則

この寄附行為は、文部大臣の認可の日（平成4年9月22日）から施行する。

附 則

この寄附行為は、文部大臣の認可の日（平成9年12月19日）から施行する。

附 則

（施行期日）

平成10年2月12日文部大臣認可のこの寄附行為は、平成10年4月1日から施行する。

（多摩美術大学美術学部絵画科、彫刻科及びデザイン科の存続に関する経過措置）

多摩美術大学美術学部絵画科、彫刻科及びデザイン科は、改正後の寄附行為第4条の規定にかかわらず平成10年3月31日に当該学科に在学する者が当該学科に在学しなくなるまでの間、存続するものとする。

附 則

この寄附行為は、文部大臣の認可の日（平成10年12月22日）から施行する。

附 則

【改正】令和7年4月1日施行

令和7年4月1日施行の改正私立学校法に基づく寄附行為変更認可申請につきまして、令和6年12月19日付で認可されました。私立学校法第63条の2に基づき、改正後の寄附行為を公表いたします。

この寄附行為は、平成15年4月1日から施行する。

附 則

この寄附行為は、文部科学大臣の認可の日（平成18年2月24日）から施行する。

附 則

この寄附行為は、平成26年4月1日から施行する。

附 則

この寄附行為は、平成30年4月1日から施行する。

附 則

令和2年3月18日文部科学大臣認可のこの寄附行為は、令和2年4月1日から施行する。

附 則

令和3年2月18日文部科学大臣認可のこの寄附行為は、令和3年4月1日から施行する。

附 則

この寄附行為は、令和6年4月1日から施行する。

（多摩美術大学美術学部環境デザイン学科の存続に関する経過措置）

多摩美術大学美術学部環境デザイン学科は、改正後の寄附行為第4条の規定にかかわらず令和6年3月31日に当該学科に在学する者が当該学科に在学しなくなるまでの間、存続するものとする。

附 則

- 1 令和6年12月19日文部科学大臣認可のこの寄附行為は、令和7年4月1日から施行する。ただし、附則第3項は令和7年3月31日から、会計監査人及び常勤監事に関する規定は、令和7年度の定時評議員会の終結の時から施行する。
- 2 この寄附行為の施行の際現に在任する役員及び評議員の定数、資格及び構成については、令和7年度の定時評議員会の終結の時までは、なお従前の例による。この場合において、評議員のうちから、この寄附行為の定めるところにより選任された理事については、当該終結の時に、本法人と協議の上、理事又は評議員のいずれかを辞任しなければならない。
- 3 令和7年3月31日に在任する評議員であって、令和7年3月31日に任期が満了するものの任期については、その終期を令和7年度の定時評議員会の終結の時まで延長する。

【改正】令和7年4月1日施行

令和7年4月1日施行の改正私立学校法に基づく寄附行為変更認可申請につきまして、令和6年12月19日付で認可されました。私立学校法第63条の2に基づき、改正後の寄附行為を公表いたします。

- 4 この寄附行為の施行の際現に在任する役員又は評議員であって、私立学校法第31条、第46条及び第62条の資格及び構成を満たすものの任期は、残任期間と同一の期間とする。ただし、当該期間の満了の時が令和9年度の定時評議員会の終結の時以後である場合は、当該終結の時までとする。